

ふるさとを知り、
ふるさとを愛そう

日本一早い鮎漁の解禁地 闘竜灘の鮎から見えるもの

加古川流域で随一といわれる景勝地の闘竜灘は、毎年五月一日に全国から注目を浴びます。その理由が、全国一早く鮎漁が解禁となるためということはよく知られています。しかし、なぜ日本一早いのか、そして「飛び鮎」として知られた鮎が、どのように守られているのかはあまり知られていないようです。

今回は、ふるさと加東市の魅力のひとつ「闘竜灘」を、その名を知らしめた「鮎」を通してみなさまにご紹介し、豊かな自然「加古川」についていっしょに考えたいと思います。

(写真)五月一日には多くの釣り人で賑わう闘竜灘
右上の写真は闘竜灘で鮎漁を始めたと思われる阿江与助像。加古川舟運の祖として有名な。

闘竜灘と鮎

闘竜灘は流紋石質角礫凝灰岩とよばれる固い岩盤が川底に広がり、落差約三メートルの滝を形成しています。

平野に滝のある土地として、「滝野」という地名の由来にもなっています。

川を遡上する習性のある鮎にとっては、この滝を越えなければ上流へと遡ることができないため、鮎が滝を昇る「飛び鮎」の名所として古くから知られていました。

鮎漁の歴史

漁業慣行調査書(上滝野漁業組合文書・明治十九年著)によれば、鮎漁(汲鮎漁)は文禄年中(一五九二〜九五)に阿江与助によって始められたと伝えられています。

汲鮎漁とは、滝に飛びついて遡上しようとする鮎を網で捕らえる漁法で、明治時代には算漁も汲鮎漁と呼ばれていました。ほかに付近の水域では飛梁漁や鵜網引漁などが行われていましたが、この中でも、特に漁獲量が多かったものが、闘竜灘での汲鮎漁でした。

闘竜灘での漁業権は上滝野村(現上滝野地区)が有しており、その領主であった姫路藩は汲鮎漁に対して、最大で「汲鮎役銀五十匁」を明治初年まで賦課していたと伝えられています(滝野町史より)。

丹波と高砂を結んだ加古川舟運の中継地として栄えた上滝野村にとって、鮎漁は大切な生活の糧であり、その繁栄を支えました。鉄道の開通により舟運の歴史が途絶えた後も、観光地「闘竜灘」の目玉として、鮎は大切にされてきました。

なぜ日本一早いのか?

このような長い歴史の中で、独特の漁法が編み出され、守り伝えられてきた鮎漁ですが、その解禁日がなぜ五月一日になったかを明確に記した資料は意外にもありません。しかし、つぎのような諸要因が重なって、いつごろからか五月一日と定められ、現在もその例によって当日に解禁されていると考えられています。

説 【姫路藩主への献上】

汲鮎漁には「汲鮎役銀」という税金が賦課されていましたが、藩主に鮎を献上することで、税は減免されました。通常の鮎漁では、成魚になった鮎を友釣り等の漁法で捕らえるため、鮎が成長する六月以降でないと容易には捕獲できません。しかし、汲鮎漁では、稚鮎ですが、五月に捕獲でき、珍しい「初物」として献上できたため、見返りとして税が減免されたのではないかと想像できます。初物を献上するために他所よりも早く漁を許可された可能性があります。

説 【鮎の遡上時期との関係】

鮎は三月下旬までを海で過ごし、四月から川を遡上します。稚鮎は五月頃に闘竜灘付近まで遡上して来て、そこで岩場に行く手を阻まれて、滝を越えるために「飛び鮎」の状態となり、汲鮎漁という効率的な漁法により漁が可能となります。そのために、鮎の遡上期に漁を許可する必要があったと思われる。

説 【花まつりの興】

近世の中頃、「日本一幅善導大師 光明寺へ是より 里」と刻まれた道しるべが、光明寺を中心に八里四方に百基あったといえます。

